

## 土地区画整理法第76条許可申請について

### 提出書類

- 1 許可申請書（正）、許可通知書（副）  
正本、副本各一部ずつ提出してください。  
申請行為の概要及び地域地区の欄には、建物の用途、構造、階数、建築面積、延べ面積、最高の高さ、用途地域及び高度地区を記入してください。（共同住宅等の場合は、戸数も記入してください。）
- 2 委任状  
申請事務を代理人に委任する場合は、76条許可申請書の委任状を添付してください。
- 3 承諾書  
申請行為場所の状況により書類が異なりますので、不明なときはお問い合わせください。  
記入に当たっては、必ず申請行為者が記入し、押印してください。なお、承諾書に実印とあるものは、実印を押印し、印鑑証明書を添付してください。
- 4 仮換地証明書（保留地の場合は、保留地証明書。）  
仮換地が指定されていない場合は、土地登記事項証明書、公図の写し及び実測図（求積図）を添付してください。
- 5 添付する図面  
案内図、配置図、平面図、立面図（4方向）及び矩計図（基礎の断面があるもの）
- 6 地区計画に関する不勧告通知書の写し（都市計画法第58条の2第3項）

### 注意事項

- 1 正本に添付する証明書等については、原本（原本還付いたしません）を添付してください。（ただし、仮換地証明書及び保留地証明書については、写しでも可。）
- 2 土地所有者住所氏名及び使用承諾印欄は、自用地であっても必ず記入し押印してください。なお、土地所有者が申請行為者と異なる場合は、実印を押印し、印鑑証明書を添付してください。  
ただし共有の土地において、申請行為敷地面積が申請行為者の土地所有権持分と同等であり、区画が明確な申請に限り、他の共有者の承諾印は、必要ありません。
- 3 配置図に記入する敷地周りの寸法については、小数点第2位までとし、第3位は切り捨ててください。地積については仮換地指定面積（整数）とし、求積図は添付しないでください。
- 4 建物配置図における排水系統については、雨水排水と雑排水を別々に分けて記載してください。  
雨水枡については、全て浸透枡を使用し、浸透枡と表示してください。  
なお、現位置換地の場合において、除却建物がある場合については、建物配置図に点線を表示してください。
- 5 申請地の造成高については、原則として道路面（側溝の天端）から30cm以下としてください。
- 6 仮換地の一部を使い申請する場合において、申請後（申請中）に分筆される場合は、必ず分筆後に申請してください。

### ※ 土地区画整理法第76条許可申請の処理に要する期間について

許可についての標準処理期間（行政手続法第6条）は、概ね7日（土・日・祝祭日を除く。）となっております。

許可を急がれている場合は、標準処理期間を考慮した上で、早めに申請してください。

なお、書類の不備等がある場合は、7日を超えることがありますので、予めご了承ください。

問い合わせ先 八潮市都市整備部 区画整理課 換地担当  
TEL 048-996-3937（直通）